

### 3. 安全な生活(交通安全. 不審者等)

#### あなたのお子さんは自転車の安全運転をしていますか？

以下のことをしっかり守るよう御指導ください(未成年の罰則はありません)



- 自転車は車道が原則、歩道は例外 (3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
- 自転車の二人乗りは禁止 (2万円以下の罰金又は科料)
- 自転車の並進は禁止 (2万円以下の罰金又は科料)
- 自転車の夜間はライトを点灯 (5万円以下の罰金)
- 携帯電話をしながらの自転車の運転は禁止 (3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
- 傘をさしながらの自転車の運転は禁止 (3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
- 自転車通行可の歩道を走るときは歩行者優先 (2万円以下の罰金又は科料)
- 自転車は車道の左側を通行(3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金)(道路交通法から)



**自転車通学の生徒はヘルメットの着用が義務付けられています**



#### 危険予知能力・危険回避能力

現代社会は、安全・安心が大きく脅かされる社会であるという認識を持つことが必要です。子どもが身につけるべき能力は、「危険予知能力」と「危険回避能力」です。それは「これをやったら、ケガするかもしれないな、危ないな」や、「この道は“夜、危ないから他の道を通ろう”」などを、考え行動する力です。「自分の命は自分で守る」という強い気持ちで過ごしてもらいたいものです。

#### 子どもが外出する時、行き先・用件・帰宅時間を言っていますか？

子どもの行先・用件・帰宅時間がわかっているならば、子どもが事故や事件にまきこまれているかどうか把握できます。これも約束として実行させてください。

#### 不審者が出没したら？

「不審者に遭遇した」という報告がありました。不審者については、「大声で助けを求める」「近くの家へ逃げ込む」「夜中は独り歩きをしない」「防犯ブザーを鳴らす」等のことを、ご家庭でもぜひ話し合ってください。



#### 生活安心メール

生徒の安全確保のための手だての一つとして、警察や学校から寄せられた不審者情報を、登録した方の携帯電話にメール配信します。不審者情報が寄せられた場合、発生の日時、場所、大まかな内容を可能な限り早くメール送信します。その他、各種災害に伴う情報、光化学スモッグ情報、防犯情報等、緊急性の高い情報が配信されます。

登録料・情報料は無料です。登録したい場合は、ホームページの生活安心メールにアクセスしてください。

**自分の命は自分で守る**